



# 国鉄千葉労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(労働組合会館)

電話 | (鉄道) 千葉 2935・2936番  
(公) 千葉 (22) 7207番

91.8.5 No. 3440

# 運転保安に関する基本要素と取扱

—7月29日、千葉支社—

極まる不誠実さ!!

## 折返し時分について

## 停車時分について

## 運転時分について

〈組合〉 基準運転時分では運転できない区

間が多数ある。改善せよ。

〈当局〉 基準運転時分で入らない所はない

と判断している。

〈組〉 (具体的に駅間、時分をあげて指摘)

〈当〉 (沈黙)

〈組〉 一五秒停車では、定められた取扱いをすることができない。

〈組〉 できるというならば、その概算の内 容を明らかにせよ!

〈当〉 今、その具体的資料はない。

〈当〉 千葉—成田間はすでに二十一箇所の踏切に支障物探知装置を設置した。また今年度中に十箇所増設する。これで三十七踏切中三十一箇所、自動車の通れる踏切は全て設置されることになる。

さらに、成田駅構内の囲護台踏切は立体交差を進めることにしている。

〈組〉 踏切の遮断棒の破損事故が多発して置すれば安全というものは問題。直前で装置が作動しても列車は止まらない。

〈当〉 全て立体交差化は困難である。

〈組〉 夏季輸送で設定された、鴨川駅での到着後、次の列車に乗り継ぐまで二分 理だ。

〈当〉 当局自身、"三分前出場"を指導しているではないか。

〈当〉 そのことは聞いていない。

## 千葉—成田間の踏切の立体交差化について

〈組〉 指令からの無線の取扱いがデタラメだ。走行中に受領券を書かせたり、忘れ物をさせということまで運転士に指示したり、無線使用区間外まで、無線での指示が行われている。

〈当〉 その実態は知らない。

## 列車無線の取扱について

七月二九日、動力車乗務員の労働条件改善と、運転保安確立に関する基本要求について、千葉支社と団体交渉が行われた。

交渉には、現場からプロジェクトの委員も参加し、鋭く当局を追及した。

当局の回答は、またも、ほとんどの項目について「就業規則及び乗務割交番作成規程に

基づき作成しているものである」として、実質的に団交を拒否するに等しい不誠実なものであった。

しかし、現場の実態にふまえた、具体的な問題点を指摘すると、回答は「資料がない」「知らない」「聞いていない」とただひたすら沈黙をきめこむのみであった。

△主な交渉経過△